## 1号様式

## 記録者 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂

## 議会運営委員会記録

招集年月日	令和3年8月4日(水)
招集の場所	正副議長室
開会	午前9時25分
出席者	委員長 村松 秀雄   副委員長 平吹 俊雄   委員 吉田 眞悦   委員 鈴木 宏通   委員 福田 淑子   委員 千葉 一男   委員外議員 我妻 薫   議長 大橋 昭太郎
欠席者	なし
職務のため出 席した者の職 氏 名	総務課長 佐藤 俊幸 事務局長 今野 正祐 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂
協議事項	美里町議会8月会議追加議案について 1)議案等について
その他	なし
閉会	午前9時34分

## 2号様式 協議の経過

2 号様式 協議の	性地
	開会 午前9時25分
村松委員長	ただいまから議会運営委員会を開きます。委員の皆さまには急
	遽お集まりいただきありがとうございます。よろしくお願いいた
	します。
	当委員会、全員出席でありますので委員会は成立しております。
	また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の
	出席を求めております。
	早速、3番の議長からの諮問、美里町議会8月会議追加議案に
	ついてということで、1)議案等について執行部からの説明をお
	願いします。
	今日は総務課長にご出席いただいております。よろしくお願い
	します。
佐藤総務課長	皆さんおはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいた
	します。急遽、追加議案をお願いすることになりまして、議会運
	営委員会をお開きいただきましてありがとうございます。
	それでは、説明をさせていただきます。
	今回提出させていただきます議案は、美里町個人情報保護条例
	の一部を改正する条例でございます。この背景でございますがデ
	ジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の
	整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、同年9月1日
	から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。
	私のほうから本番では説明させていただきますが、追加議案と
	なりました経過につきましては、法改正の影響によりまして条例
	改正が必要になることについて、正直に申しますと昨日認知した
	ところでございます。裏話的になってしまいますが、ぎょうせい
	という会社に例規の法整備の部分と情報提供の分析等をお願いし
	て契約してあって、8月2日付けでメールが来ましてその内容を
	見て該当することがわかりました。急遽、改正内容も少しで済む
	ようでしたので、追加議案のほうをお願いしたいということで追
	加議案の提出になった次第でございます。
	概要等につきましては、私のほうから詳細説明ということで改
	正点、議案概要に書いてありますけれどもその部分等々について
	お話しさせていただくという予定でございます。よろしくお願い
III A P P	いたします。
村松委員長	ただいま説明いただきました。これについてなにかございます
	でしょうか。(「委員長」の声あり)
+m4P	古田委員。
吉田委員	追加議案に関してですが、総務課長の説明だと5月に公布され

	ていたけれども、それを改正しなければならないことについての
	認知がなかった、決して失念していたわけではないということで
	すね。それで、提案理由の説明の時にその旨の説明も取り入れる
	ということでよろしいですか。
村松委員長	総務課長。
1410-30744	11-20010-00
佐藤総務課長	はい。法の改正が9月1日であることから、9月会議では間に
	合わないため追加議案として提出させていただきましたと、私か
	ら申し上げる部分で8月会議議案提出後に認知したということを
	お話します。
村松委員長	(「委員長」の声あり)
	吉田委員。
吉田委員	期限的には9月1日だから間に合いますが、事務処理の経過な
	んだよね今回の例からすると。そこのきちんとした対応を含めて
	考えていくということを言わないのかな。
佐藤総務課長	今回、出ておりますデジタル関連法云々の20何本の法律を改
	正する法律でして、その影響部分の解析がなかなか難しくてやは
	り専門業者に頼らざるを得ないのが現実なんですが、もう少し早
	めに掴めれば、ということでその辺は対応させていただきたいと
	いうことですが、その部分は口述でお話するべきか…。
吉田委員	経過をきちんと説明するということじゃないのかなと思うので
	あえて言わせていただきました。
	もう一つ、関連法が20何本あるといことで、それらについて
	は精査してこの部分だけだということでよろしいんですね。
佐藤総務課長	そうですね。今回、町の条例で該当するのは個人情報保護条例
	でございます。
村松委員長	よろしいですか皆さん。(「はい」の声あり)
	私から、条ずれしていますが、町の条例ではないので資料も何
	もいらないのですね。
佐藤総務課長	そうですね。大本のいわゆる番号法そちらの法律で、今回号と
	号の間に一つ足されたことにより、ずれたということで町の条例
	でその部分をまるっきり引用しておりますので、そこを替えるだ
	けとなります。
村松委員長	わかりました。
	他なければ、説明については終わりますが。(「ちょっと、休憩」
	の声あり)
	休憩します。
	休憩 午前9時30分
	再開 午前9時32分

村松委員長	再開します。
	なければ総務課長ご苦労様でした。
	次にその他になっていますが、追加議案の日程ですね。昨日は
	日程第10議員派遣の件までございます。案としましては日程第9
	の児童クラブの後に議案第 14 号の後に議案第 15 号として日程第
	10 として入れて、最後に日程第 11 議員派遣としたいと思います
	が、いかがでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)
	それでは、議案等についての日程調整も終わりましたので、こ
	れにて議会運営委員会を閉じさせていただきます。
	副委員長ご挨拶お願いします。
平吹副委員長	ご苦労様でした。
	閉会 午前9時34分

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月4日

議会運営委員会

委員長